

## 鬼北町告示第50号

### 鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子育て世帯における負担の軽減を図るとともに、次世代を担う若者を支援することにより活力ある町づくりに資するため、町において児童を養育する者に対し、あかちゃんおでかけ用品購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者等)

第2条 この告示による用品種別、補助金の対象者、補助要件及び補助率等は別表に定めるとおりとする。ただし、算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請及び請求)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度内に鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に領収書等を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 町長は、前条に規定する申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第5条 補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他この告示の規定に違反したと認められるとき。

2 前項の規定により、補助金の返還を命じるときは、町長は、鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付決定取消し・返還通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

用品種別	対象者	補助要件等	補助率	補助金限度額
チャイルドシート	申請時において次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児の保護者 (2)対象乳幼児と同居し、かつ、同一生計であること (3)町税等を滞納していない者	(1)乳幼児1人に1台限り (2)国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシート	2/3	2万円
ベビーカー	申請時において次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)満2歳までの乳幼児を養育している保護者 (2)対象乳幼児と同居し、かつ、同一生計であること。 (3)町税等を滞納していない者	(1)乳幼児1人に1台限り (2)消費生活用製品の安全性を認証するSG基準又は欧州統一安全規格に適合しているベビーカー	2/3	2万円

様式第1号(第3条関係)

町長	副町長	課長	課長補佐	係長	係	合議		会計管理者	出納室長
						総務財政課長	財政係長		

鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

鬼北町長 様

申請者 住所 鬼北町大字

氏名 (印)

(電話 — — )

あかちゃんおでかけ用品購入補助金の交付を受けたいので、鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

対象乳幼児	(ふりがな) 氏名			
	生年月日	年 月 日 ( 歳)		
用品種別		チャイルドシート		
		ベビーカー		
チャイルドシート	メーカー名 ( )			
	商品名 ( )			
	購入金額 ( 円)			
	購入年月日 ( 年 月 日)			
ベビーカー	メーカー名 ( )			
	商品名 ( )			
	購入金額 ( 円)			
	購入年月日 ( 年 月 日)			
補助金交付申請兼 請求額	円 (100円未満端数切捨て)			
金融機関名	銀行・金庫		本店・支店	
	組合・農協		本所・支所	
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号		
口座名義人	(フリガナ)			

添付書類

- (1) 購入した商品の領収書の写し
- (2) 写真 (用品全体と別表の安全基準適合等が確認できる部分)

第 号  
年 月 日

様

鬼北町長



鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあかちゃんおでかけ用品購入補助金については、下記のとおり決定しましたので、鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定を取り消し、交付した給付金の全額又は一部の返還を命じることがあります。
  - (1) 偽りその他不正な手段により給付金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) その他鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付要綱の規程に違反したと認められるとき。

様

鬼北町長



鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金については、下記のとおり決定しましたので、鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

- 1 不交付
- 2 その理由

第 号  
年 月 日

様

鬼北町長

鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付決定取消し・返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知をした鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金の交付決定の（全部・一部）を取り消したので鬼北町あかちゃんおでかけ用品購入補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

なお、下記のとおり、標記給付金の（全部・一部）の返還を命じます。

記

1 返還額 金 円

2 取消理由